

物品購入仕様書

1. 適用

本仕様書は、「無影灯購入」に適用する。

2. 契約の目的

この契約は、発注者（以下「甲」という。）が、無影灯を受注者（以下「乙」という。）から購入することを目的とする。

3. 履行場所

東京都町田市旭町二丁目15番41号 町田市民病院 手術室

4. 履行期限

契約確定日から2021年1月31日まで

5. 購入物品仕様

品名	数量
IXM CJシリーズ リブラ 主灯及び副灯	6式
IXM CJシリーズ トリエスタ 主灯、副灯及びカメラアーム	1式

(1) 医療用照明器 主灯の概要に関し、以下の仕様を満たしていること。

- ① 主灯灯体径は、約**790mm**であること。
- ② 使用光源は、色収差の発生しない、人体に有害とされるブルーライトを抑えた超高演色**LED**であること。
- ③ 照明方式は、リフレクター方式であること。
- ④ 中心照度は、**140,000Lux**であること。
- ⑤ **LED**ユニット数は、**16**個であり、**LED**数は、**64**個であること。
- ⑥ 光野径は、**220mm**であること。
- ⑦ 色温度は、**4,000K**以上**4,500K**以下であること。
- ⑧ 演色評価指数は**Ra96**以上であること。
- ⑨ 特殊演色**R9**については評価指数**96**以上であること。
- ⑩ 主灯はコントロールパネルで、電源・照度・内視鏡手術対応の補助灯の操作ができること。
- ⑪ 主灯は、灯体部で、電源・照度・内視鏡手術対応の補助灯の操作ができること
- ⑫ 照度調整は、**8**段階であること。
- ⑬ **LED**の寿命は、**40,000**時間であること。
- ⑭ 焦点の調整機構はセンターハンドルが**1**か所、サイドフォーカスが**2**か所であること。
- ⑮ センターハンドルがワンタッチ着脱可能で、オートクレーブ滅菌が可能であること。

- ⑯ 主灯は、灯体部に灯体を動かす持ち手が4カ所付いていること。
- ⑰ 手動のフォーカスで集光できること。
- ⑱ 主灯は、水平位置より主灯で上方へ15度、下方へ90度可動すること。
- ⑲ 消費電力は、約150VAであること。
- ⑳ 点灯方式は、定電流制御方式（常時点灯方式）であること。

(2) 医療用照明器 副灯の概要に関し、以下の仕様を満たしていること。

- ① 副灯灯体径は、約660mmであること。
- ② 使用光源は、色収差の発生しない、人体に有害とされるブルーライトを抑えた超高演色LEDであること。
- ③ 照明方式は、リフレクター方式であること。
- ④ LEDユニット数は、12個であり、LED数は、48個であること。
- ⑤ 中心照度は、100,000Luxであること。
- ⑥ 光野径は、220mmであること。
- ⑦ 色温度は、4,000K以上4,500K以下であること。
- ⑧ 演色評価指数はRa96以上であること。
- ⑨ 特殊演色R9については評価指数96以上であること。
- ⑩ 副灯はコントロールパネルで、電源・照度・内視鏡手術対応の補助灯の操作ができること。
- ⑪ 副灯は、灯体部で、電源・照度・内視鏡手術対応の補助灯の操作ができること。
- ⑫ 照度調整は、8段階であること。
- ⑬ LEDの寿命は、40,000時間以上であること。
- ⑭ 焦点の調整機構はセンターハンドルが1か所、サイドフォーカスが2か所であること。
- ⑮ センターハンドルがワンタッチ着脱可能で、オートクレーブ滅菌が可能であること。
- ⑯ 副灯は、灯体部に灯体を動かす持ち手が4カ所付いていること。
- ⑰ 手動のフォーカスで集光できること
- ⑱ 副灯は、水平位置より主灯で上方へ15度、下方へ90度可動すること。
- ⑲ 消費電力は、約120VAであること。
- ⑳ 点灯方式は、定電流制御方式（常時点灯方式）であること。

(3) 医療用照明器 モニターアームの概要に関し、以下の仕様を満たしていること。

- ① モニターアームは、第一アーム・昇降アーム・操作ハンドル・モニター
- ② 取付部から構成されていること。
- ③ 昇降アームは、上方に40°以上、下方に50°以上可動すること。
- ④ モニター取付部は、映像機器納入業者と打合せの上、病院指定モニターを設置可能なこと。

(4) 医療用照明器 カメラアームの概要に関し、以下の仕様を満たしていること。

- ① カメラアームは、第一アーム・昇降アーム・操作ハンドル・カメラ取付部から構成

されていること。

- ② 昇降アームは、上方に 40° 以上、下方に 50° 以上可動すること。
- ③ カメラ取付部は、映像機器納入業者と打合せの上、病院指定カメラを設置可能なこと。
- ④ カメラシステムについては、既存の術野映像システムを流用すること。

6. 設置条件等

設置条件等については、以下の要件を満たすこと。

- ① 本院が用意した一次設備（電気、水道、給湯、排水）以外に必要な設備がある場合は納入業者において用意すること。
- ② 本院が用意した天井内取付ボルトに設置すること。

7. 搬入、据付及び調整等

搬入、据付及び調整等については、本院担当職員と相談のうえ適正に行うこと。

8. 納品方法

- ① 納品日は、甲・乙協議して決めるものとする。
- ② 納品時間は、原則 8 時 30 分から 17 時までとする。
- ③ 納品は、履行場所に搬入するものとする。

9. 作業項目

- ① 新規無影灯製作、搬入、設置
- ② 試運転調整
- ③ 取扱者対象の取扱説明
- ④ 既存無影灯の撤去処分
- ⑤ 設置については、担当職員と調整の上実施すること。

10. 契約代金の支払い

甲は、納入品をもって検査を行いその結果合格と認めたあと、乙の請求に基づき代金を支払うものとする。

11. 保守体制

通常の使用で発生した故障の修理及び定期点検を実施できる体制であること。

12. 安全対策等

本契約を実施するにあたり安全性の確保に十分留意し、損害を及ぼした場合の一切の費用等は請負者の責任において速やかに対処すること。

13. 軽微な変更

无影灯の機能に大きな影響のない軽微な変更は、担当職員と協議のうえ実施すること。

14. 試運転および運転指導

無影灯の設置後、履行期限内に試運転確認を実施すること。試運転については担当職員立会のもと実施するとともに、医師及び看護師等に対して取扱説明を行うこと。

15. 設置時における事故等発生時支援体制

設置時における事故等発生時において、復旧の為の通報を受けてから速やかに現場対応出来る体制であること。また、このことに備えた対応マニュアル及び履行体制図を甲に提出すること。

16. 保証

保証期間は、正式引き渡し日より1年間とする。引き渡し日より1年以内に生じた故障等は請負者の負担にて速やかに対処すること。

17. 提出書類 保証書および取扱説明書2部

18. 車両の使用

契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- ① ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- ② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- ③ 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

19. 定めのない事項

本仕様に明記されていない事項であっても、その性質上当然に必要なものは全て乙の負担で実施すること。

その他、本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて甲・乙が協議して定めるものとする。